

ここが知りたい

不動産

路線価に基づき評価

Q 相続で課税される金額は、土地についてはどのように考えればよいのでしょうか。

A まず相続税評価額は、国税庁ホームページに出ている路線価や倍率方式によって決まります。

対象となる土地の前面についている道路に土地の評価がされています。そこでは、その土地の利用形態が

考慮されていますが、変形した土地や道路に接していない土地、高台の土地などは減額評価が行われることになっていきます。

また路線価のついていない土地については、固定資産評価額の倍率方式という、固定資産評価額を何倍かにして評価する方法が取られます。

ただ、ここで問題なのは、実勢価格とかけ離れた金額になるケースも少なくないことです。その場合は専門家を通じて不動産鑑定評価を行い相続税の申告をします。相続税の申告は、どちらの方法でも構わないの

で、広大な敷地や崖地などは相談してください。

シー・エフ・ネッツ

代表取締役・倉橋 隆行

F Mヨコハマ（午前8時

15分）、tvk「ありがと

ッ」（毎月第3木曜日の昼）、

ジェイコム（水曜日午後10

時30分）で放送中。

※「ここが知りたい不動産」で質問がある方は〒

231-8445、神奈川

新聞社クロスメディア営業

局「ここが知りたい不動産」までご質問をお寄せく

ださい。紙面で採用された

方には粗品を差し上げま

す。

〓 毎週木曜日掲載